

# 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

(改定素案 第 1・2・4 章)

— 未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造 —

平成 28 年 1 月

横 須 賀 市



# I 基本的事項

本市のごみ処理に関する基本理念・基本方針、本市の現状とごみ処理に関する課題を示します。これは、「II ごみ処理基本計画」に示す、今後の具体的な3Rの推進、減量化・資源化、適正処理の内容の前提となる基本的事項です。

# 第1章 基本理念・方針

## 1 計画改定の趣旨

本市では、昭和 63 年 3 月に「適正処理の推進」「生活環境の保全」「資源化と有効利用の促進」などを基本方針とする一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下、「ごみ処理基本計画」という。)を策定しました。その後、平成 8 年 3 月に、容器包装リサイクル制度への対応や「埋立依存型」からの脱却などを踏まえたごみ処理基本計画に改定し、平成 15 年 3 月には、平成 13 年度から実施した「4分別収集」のほか、新たな資源化策により減量化・資源化を目指すごみ処理基本計画に改定しました。

平成 23 年 3 月に策定した現行のごみ処理基本計画は、『未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造』を基本理念に掲げ、具体的な減量化・資源化策を進めて目標の実現を目指していますが、近年のごみ処理量からは計画目標値の達成が難しい状況にあります。

国においては、平成 25 年 4 月 1 日付で使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。)が施行され、平成 25 年 5 月に『循環を質の面からも捉え、廃棄物等を貴重な資源やエネルギーとして一層有効活用して、天然資源の消費を抑制する』とする「第三次循環型社会形成推進基本計画」の公表、平成 28 年 1 月に循環型社会への転換をさらに進める必要性を明記した、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 5 条の 2 に規定する「基本方針」が改正されました。

28 年 1 月  
告示予定

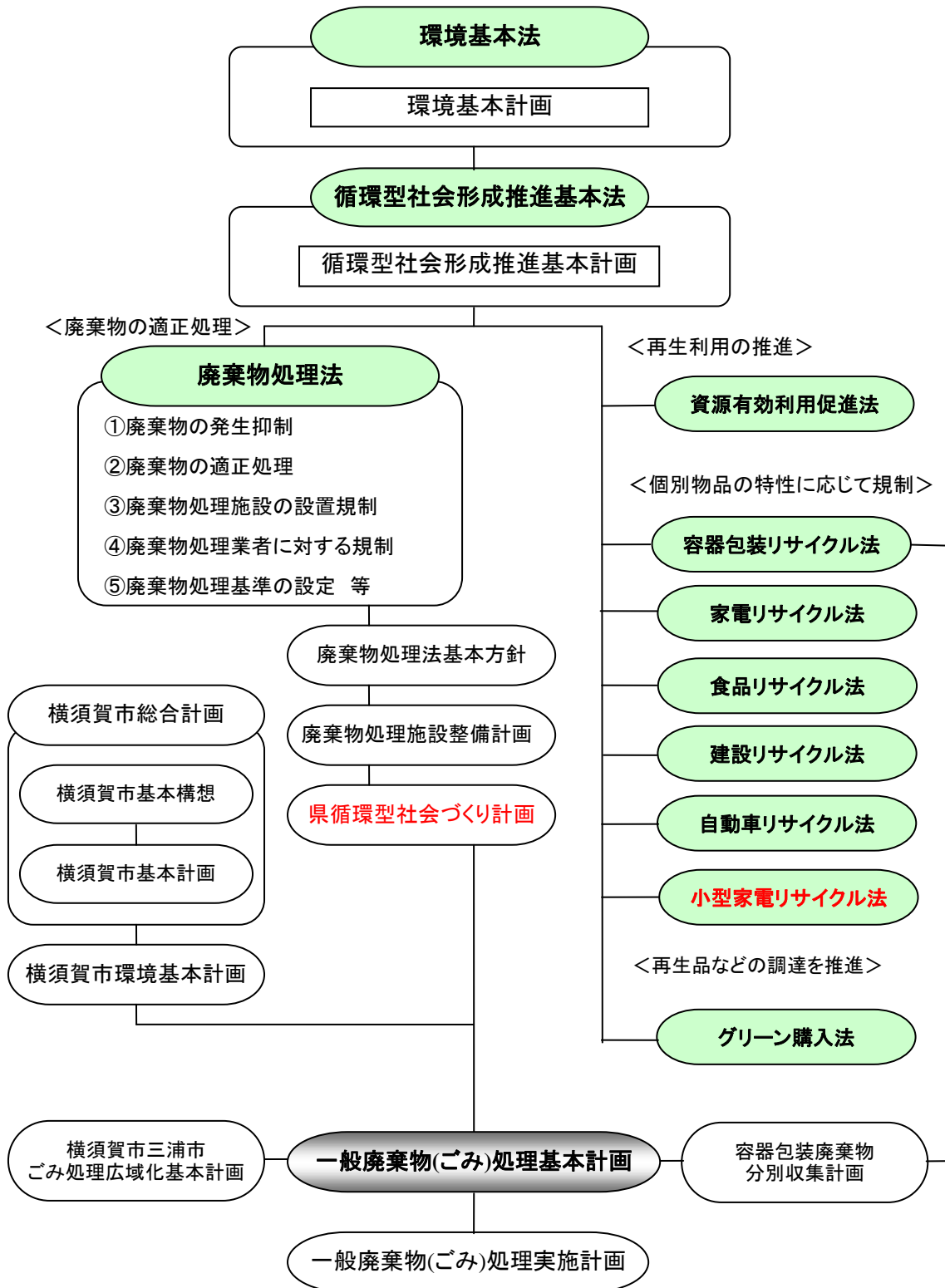
また、「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」に基づき建設を進めている横須賀ごみ処理施設の整備状況なども踏まえ、本市のごみ処理基本計画を見直し改定するものです。

## 2 計画の位置付け

ごみ処理基本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、長期的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画であって、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」などを定めるものです。また、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成 5 年条例第 21 号。以下「条例」という。)第 6 条に、市長は、一般廃棄物処理計画を定めると規定しています。

その他、地方自治法に定める「横須賀市基本構想」に即して計画するとともに、「横須賀市基本計画」や「横須賀市環境基本計画」などの本市総合計画、並びに環境関係諸計画とも整合を図るものです。

◆ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と他の計画との関係



### 3 計画の基本理念と基本方針

#### 〔基本理念〕

## 未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めることによって、ごみの減量化を進めます。

やむを得ずごみを排出する場合は分別排出を徹底し、出されたごみは処理の効率性を考慮しながらできるだけ資源化し、最終的には適正に処分を行う「循環型都市」を創造していきます。

市民・事業者・行政が協働して、これらを推進していくことにより、天然資源の消費や処理に伴う環境負荷をできる限り少なくし、自然と共生した持続可能な社会の実現を目指します。

#### 〔基本方針〕

基本理念を実現するため、以下の方針によって、ごみ処理施策を実施し、計画を推進していきます。

##### 第1：発生抑制（リデュース）

生産、流通、販売、消費という物の流れの各段階において、ごみが発生することを抑えます。

##### 第2：再使用（リユース）

いったん使用されたものも再び使用することで、ごみとして排出されることを抑えます。

##### 第3：再生利用（リサイクル）

家庭および事業所で発生したごみは、再生利用によりできる限り減量化・資源化を図ります。また、そのため、リサイクル品の利用も促進します。

##### 第4：熱回収（サーマルリサイクル）

リユース、リサイクルした後のごみを焼却し、発電などにより熱エネルギーを回収利用します。

##### 第5：適正処分

最終的に処分すべき廃棄物の減量化を図った後、環境保全を前提として適正に処分します。

## 『循環型社会』とは

循環型社会形成推進基本法では、以下のように定義されています。

- 1) 製品等が廃棄物等となることを抑制
- 2) 排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用
- 3) どうしても利用できないものは適正に処分

という手段・方法によって実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた循環型社会の実現を目指します。

### 『循環型社会形成に向けた現状と課題』

平成 23 年度の我が国における物質フロー全体を平成 12 年度と比較してみると、産業又は生活のために新たに投入される天然資源などの量は、およそ 3 分の 2 に減少し、循環利用される物質の量は約 1 割増加しており、循環型社会に向けて進みつつあります。

他方、再生利用されずに処分場に埋め立てられた金属系廃棄物の量や、使われなまま家庭で保管されている製品も相当数に上るといわれています。

また、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、環境保全と国民の安全・安心をしっかりと確保した上で循環資源の利用を行うことが今まで以上に求められています。

このように、我が国における循環型社会の形成に向けた取組については、廃棄物等の発生抑制と循環利用などを通じた埋立量の削減に加え、天然資源の投入量の継続的な抑制に伴う環境負荷の低減、有用金属のリサイクルによる資源確保、循環資源・バイオマス資源のエネルギー利用、安全・安心の確保など、循環の質にも着目した取組を進めるべき段階に来ているといえます。

(「環境白書」平成 26 年版をもとに作成)

#### 4 重点施策

前項に掲げる基本理念を実現するために、基本方針に沿って重点的に推進する施策は、次のとおりです。

- ① ごみ処理広域化計画による施設整備の推進
- ② 継続的な減量化・資源化啓発事業の実施
- ③ 植木剪定枝等新規資源化策の実施

#### 5 計画期間（計画の目標年度）

平成 29 年度（2017 年度）～平成 33 年度（2021 年度）

ごみ処理基本計画策定指針では、10～15 年間の長期的視点の計画とされており、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととされています。

本計画の改定はこの中間見直しにあたりますが、目標年度は引き続き平成 33 年度とし、同時期に策定された「横須賀市基本計画（2011～2021）」、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」と整合を図っています。

#### 6 将来人口の推計

横須賀市の将来推計人口については、横須賀市都市政策研究所が平成 26 年 5 月に行った人口推計によります。「横須賀市基本計画（2011～2021）」は、平成 20 年 1 月に行った将来推計人口を計画の条件としていますが、本計画の見直しに当たっては直近の計数を用いた将来推計人口を用います。

そこでは、住民基本台帳人口を基準にした推計を行い、計画最終年度である平成 33 年度の総人口の見込みを 394,100 人とし、本市の人口は減少が続くと予測しています。

#### 7 計画の進行管理

ごみの排出・処理量、資源化率等の数値目標のほか、国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システム指針」などにより、計画見直しのための評価指標を設定します。

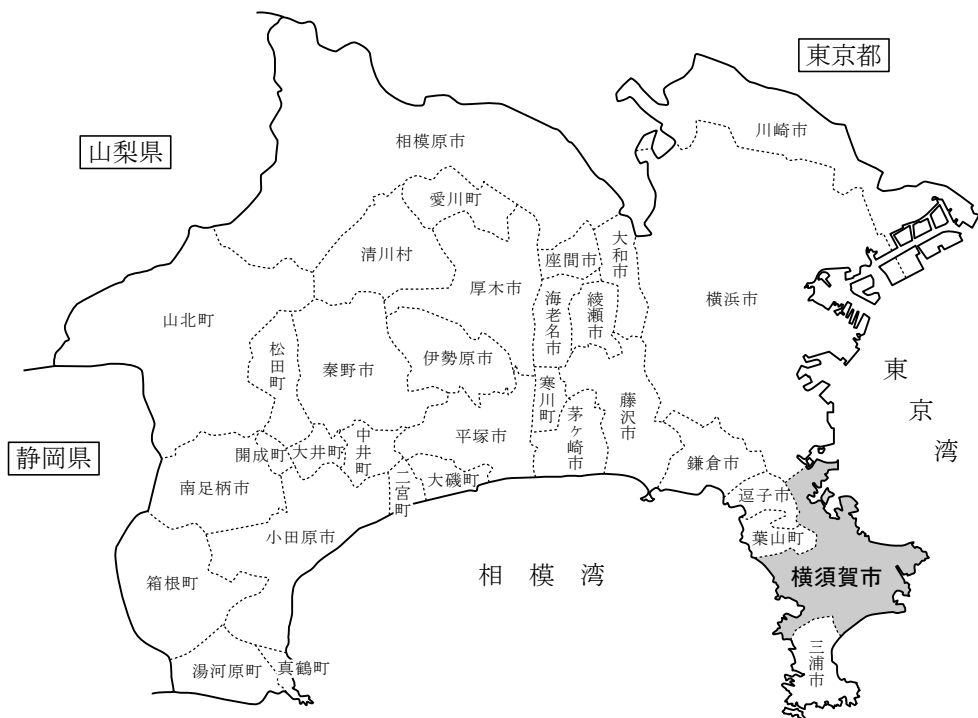
また、市民・学識経験者・事業者団体代表等からなり、計画改定審議を行った「横須賀市廃棄物減量等推進審議会」において、評価指標を基に、継続的に計画達成状況を評価し、計画の進行管理を行っていきます。



## 第2章 現状と課題

### 1 横須賀市の概況

本市は神奈川県南東部の三浦半島の中心部に位置し、東は東京湾、西は相模湾に面し、南は三浦市、北西から北にかけては葉山町、逗子市、横浜市に接しています。市域は、東西に約 15km、南北に約 16km、面積は 100.83 km<sup>2</sup> で、東京都心から 50km 圏内にあります。主要部の地形は、標高 100～200m 内外の起伏の多い丘陵および山地からなり、広い平地の少ない点の特徴です。



(1) 人口動態

① 人口の推移

本市の人口は、平成22年4月1日現在で430,298人です。近年は、社会増減・自然増減ともにマイナスとなり、人口は減少する傾向にあります。

表2-1-1 人口の推移

(単位:人)

年 度	合 計	住民基本台帳人口	外国人登録者数
平成 22年	430,298	425,258	5,040
23年	428,520	423,821	4,699
24年	425,711	420,997	4,714
25年	422,107	422,107	-
26年	418,621	418,621	-
27年	415,862	415,862	-
28年			

資料: 住民基本台帳、外国人登録

- (注) 1. 住民基本台帳記載人口は、各年度4月1日現在。  
 2. 外国人登録者数は、各年度末現在。  
 3. 平成25年度以降の住民基本台帳人口は外国人を含む。

② 高齢化の動向

平成22年4月1日現在の年齢3区分別人口は、65歳以上の老年人口が14歳以下の年少人口を大きく上回り、全体の約24.8%を占め、高齢化が進展しています。

参考までに、平成22年度の国勢調査結果では、本市の老年人口は25.2%、神奈川県では20.2%、全国では23.0%となっています。

表2-1-2 年齢3区分別人口

年 度	人 口	年少人口(0~14歳)		生産年齢人口(15~64歳)		老年人口(65歳以上)	
	総 数 (人)	総 数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	構成比 (%)
平成 22年	425,258	53,594	12.60	266,313	62.62	105,351	24.77
23年	423,821	53,115	12.53	264,387	62.38	106,319	25.08
24年	420,997	52,212	12.40	259,686	61.68	109,099	25.91
25年	422,107	51,524	12.20	256,789	60.83	113,794	26.95
26年	418,621	50,274	12.00	251,239	60.01	117,108	27.97
27年	415,862	49,098	11.80	246,188	59.19	120,576	28.99
28年							

資料: 住民基本台帳、外国人登録

(注) 各年度4月1日現在の住民基本台帳に記載された人口をもとに作成。

### ③ 一世帯あたり人員の推移

平成7年から平成22年までの15年間で世帯数は増加していますが、一般世帯の一世帯あたり人員は2.85人から2.46人に減少しています。特に高齢化の進行を反映して、65歳以上の単身世帯の増加は著しく、単身世帯の約40%を占めています。

表2-1-3 世帯数と世帯人員数

年次	総数		一般世帯		施設等の世帯		一般世帯				
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	一世帯あたり人員	増加世帯数	単身世帯数	うち65歳以上の単身世帯	単身世帯に占める65歳以上の単身世帯の割合(%)
平成7年	147,883	432,193	147,587	420,082	250	12,055	2.85	8,569	29,718	7,566	25.5
12年	156,316	428,645	155,632	416,409	223	11,532	2.68	8,045	35,046	10,998	31.4
17年	160,945	426,178	160,610	412,494	282	13,615	2.57	4,978	39,021	13,659	35.0
22年	164,362	418,325	164,059	404,235	303	14,090	2.46	3,449	43,800	17,374	39.7

資料: 国勢調査

(注) 総数には世帯不詳を含みます。

### (2) 産業の動向

戦後、本市の基幹産業は、自動車・造船等の輸送用機械製造業を中心に発展してきました。しかし全国的にもみられる製造業の空洞化が進み、現在は、サービスや知識・情報を提供する産業や先端技術型産業など産業構造の多様化が進んでいます。

事業所数は、第一次産業（農・林・漁業）は横ばい、第二次産業（工業）と第三次産業（サービス業）は減少傾向にあります。県内の他市と比較すると、「事業所数」は県内4位、「従業者数」は県内5位になっています。

表2-1-4 産業大分類別事業所数・従業者数の推移

産業大分類	平成13年		平成18年		平成21年		平成26年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
総数	15,936	152,347	14,456	146,586	14,901	155,712		
農林漁業	21	297	23	264	25	592		
鉱業	1	2	-	-	-	-		
建設業	1,588	10,066	1,431	8,985	1,755	10,620		
製造業	618	18,448	478	16,840	554	16,247		
電気・ガス・熱供給・水道業	22	889	21	650	16	566		
運輸・通信業	373	7,313	318	7,899	402	9,890		
卸売・小売業、飲食店	7,311	48,152	6,284	43,446	5,946	44,085		
金融・保険業	268	4,124	227	2,708	242	3,149		
不動産業	1,116	2,886	1,055	3,236	1,244	3,966		
サービス業	4,542	47,303	4,529	49,437	4,639	53,506		
公務(他に分類されないもの)	76	12,867	90	13,121	78	13,091		

資料: 事業所・企業統計調査、経済センサス

- (注) 1. 各年10月1日現在  
 2. 第一次産業は、法人・団体経営のみ対象。  
 3. 事業所・企業統計調査は平成18年の調査を最後とし、平成21年から経済センサスに統合した。

### (3) 土地利用状況

本市の土地利用は、山林・農地等の自然的土地利用が約 37%、住宅用地が約 25%、商業・工業等用地が約 7%、道路や鉄道用地が約 10%となっており、都市化が進展している一方、まだ自然環境が残されています。

資料：神奈川県土地統計資料集

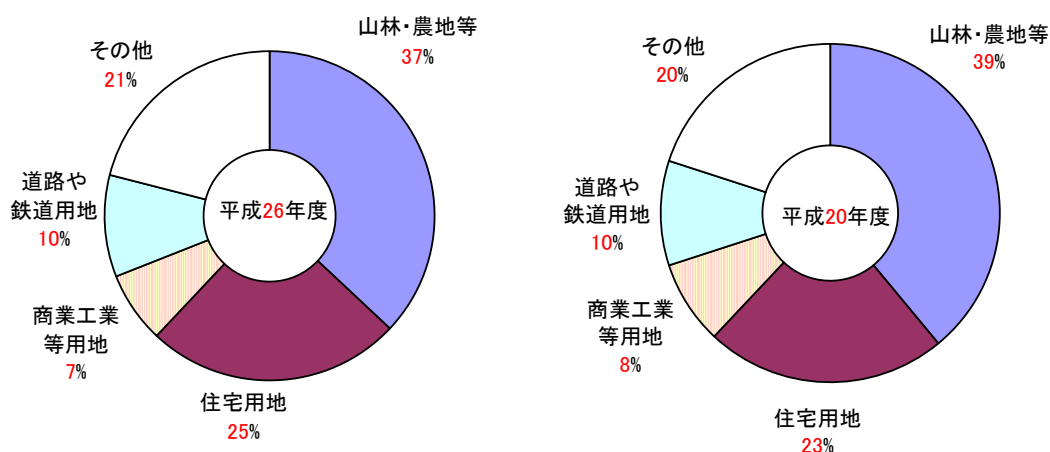


図2-1-1 土地利用区分

### (4) 総合計画等との関係

#### ① 横須賀市基本計画（2011～2021）

新たに平成 23 年度から 33 年度を計画期間とし、その重点プログラムのひとつに、環境と調和した潤いのある都市の実現を目指す「環境を守るプログラム」を掲げています。

また、第 5 章のまちづくり政策では、施策の目標として「環境保全対策の推進」「ごみの減量化・資源化、適正処理の推進」「温暖化対策の推進」が掲げられています。

#### ② 横須賀市環境基本計画（2011～2021）

環境基本条例第 8 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 23 年度から 33 年度を計画期間として、本市の目指す環境の姿（環境像）を達成するための「基本目標」や各種「施策の方向」などを示しています。

この計画では、「基本目標」の 1 つとして「循環型社会の形成」を掲げるとともに、ごみ処理基本計画を分野別計画として位置づけ、一体となって施策を推進していくこととしています。

### ③ 横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画

本市は、三浦市と協力してごみ処理に取り組む広域化を推進する目的で、平成 21 年 3 月に横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画を策定しました。

2 市が共同してごみ処理施設を建設し、お互いの施設を利用することにより、環境負荷の低減、資源化の推進および効率的なごみ処理システムの構築を目指しています。横須賀市には焼却施設と不燃ごみ等選別施設を、三浦市には最終処分場を建設することとして平成 31 年度の施設稼働に向けて施設整備を進めています。

なお、本計画では、可燃ごみ処理施設として、生ごみバイオガス化施設と焼却施設を建設することとしていましたが、生ごみバイオガス化施設の導入の是非について、「コスト」と「安定稼働」を中心に検討した結果、平成 22 年 8 月に生ごみバイオガス化施設は導入しないこととしました。

## 2 ごみ処理の現状と課題

### (1) ごみ処理フロー（ごみ処理体制）

本市におけるごみの種類は、4分別で収集する燃せるごみ、不燃ごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックのほか、集団資源回収品目（段ボール、紙パック、その他の紙、新聞紙、雑誌、古着・古布類、缶以外の金属、**蛍光管類**）、粗大ごみ、使用済み乾電池、**使用済み小型家電**に大別されています。

燃せるごみと粗大ごみは南処理工場に搬入し、粗大ごみは処理施設で破碎後、焼却処理などを行っています。発生した焼却灰は、県外の処理施設に委託し溶融等処理を行い資源化しています。

不燃ごみは、**不燃ごみ積替保管施設**に搬入し、**一時保管**の後、県外に運び埋立処分をしています。

缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックは、リサイクルプラザ“アイクル”に搬入し、選別・圧縮など中間処理の後、資源化しています。

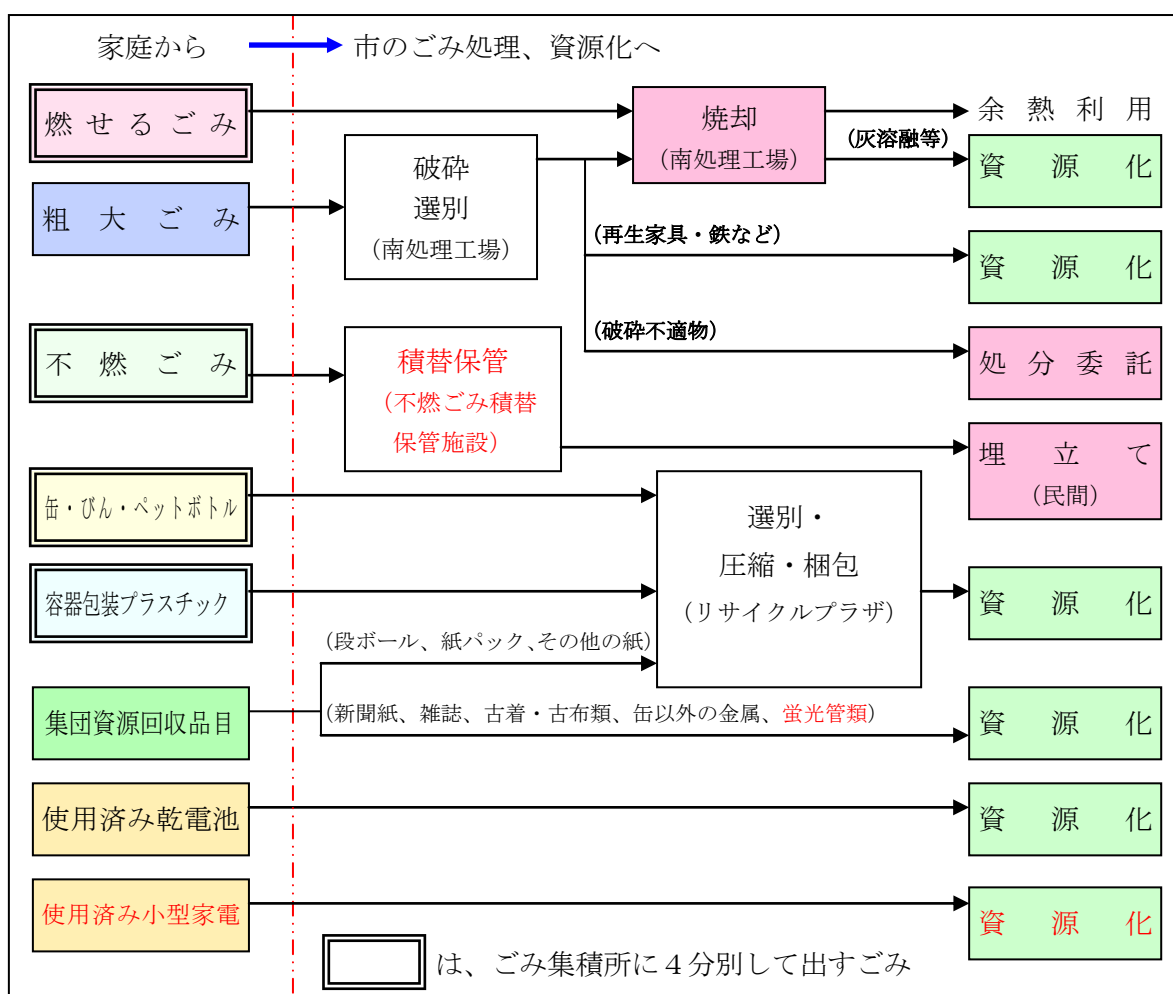


図 2-2-1 現状のごみ処理フロー

## (2) ごみの排出・処理の実績

### ① 種類別排出量

本市のごみの種類別排出量の過去5年間の実績を表2-2-1に示します。

平成21年度におけるごみの総排出量は158,746トンです。ごみの種類では、燃せるごみが最も多く101,881トン、次いで集団資源回収品目30,616トン、資源ごみ16,989トン、不燃ごみ6,141トン、粗大ごみ3,119トンの順となっています。

経年変化を見ると、年々ごみの総排出量は減少しており、特に燃せるごみ、集団資源回収品目、資源ごみが減少しています。

なお、平成12年度(参考値)と比較して、4分別収集に移行した平成13年度以降は、不燃ごみが大幅に減少する一方、資源ごみと集団資源回収品目が大きく増加しました。

表2-2-1 種類別排出量

(単位:トン)

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
燃 せ る ご み	142,190	121,277	114,176	110,379	105,004	101,881
不 燃 ご み	25,730	6,425	6,547	6,231	6,085	6,141
資 源 ご み	—	19,419	19,385	18,438	17,614	16,989
缶・びん・ペットボトル	2,134	8,753	8,514	8,152	7,842	7,588
容器包装プラスチック	—	10,553	10,755	10,169	9,658	9,289
段ボール、紙パック、その他の紙	—	11	13	7	8	7
乾電池 ほか	1,701	102	103	110	106	105
粗 大 ご み	3,435	3,108	3,118	3,006	3,001	3,119
小 計	175,190	150,229	143,226	138,054	131,704	128,130
集団資源回収品目	24,280	36,666	36,045	34,775	32,775	30,616
合 計	199,470	186,895	179,271	172,829	164,479	158,746

以下、ごみ量等の表中に、4分別収集実施前の平成12年度数値を参考値として記載します。

## ② 収集等形態別排出量

本市のごみの収集等形態別排出量の過去5年間の実績を表2-2-2に示します。

定日収集は直営収集と委託収集の合計で、定日収集と集団資源回収が家庭系ごみの大半を占めています。また、事業系ごみは、許可収集と直接搬入が中心となっています。

平成21年度における定日収集ごみは90,525トン、集団資源回収30,604トン、許可収集ごみ26,313トン、直接搬入8,973トン、粗大ごみ収集1,229トン、町内清掃ごみや散乱ごみなどの臨時収集997トン、乾電池収集105トンの順となっています。

経年経過を見ると、平成18年度以降、直接搬入量が大きく減少しています。これは、南処理工場に持ち込まれる木くず（産業廃棄物）の受け入れを規制したことによります。

表2-2-2 収集等形態別排出量

(単位:トン)

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
定 日 収 集	131,345	97,383	97,122	93,768	91,551	90,525
燃 せ る ご み	105,322	74,973	74,721	72,332	70,817	69,902
不 燃 ご み	23,889	5,915	6,060	5,697	5,462	5,548
缶・びん・ペットボトル	2,134	8,097	7,918	7,651	7,401	7,290
容器包装プラスチック	—	8,398	8,423	8,088	7,871	7,785
許 可 収 集	28,166	30,131	29,687	29,247	27,687	26,313
臨 時 収 集	879	693	702	836	874	997
乾電池収集ほか	1,701	102	103	110	106	105
粗大ごみ収集	1,867	1,430	1,390	1,329	1,259	1,229
直 接 搬 入	11,232	20,490	14,222	12,764	10,238	8,973
小 計	175,190	150,229	143,226	138,054	131,715	128,142
集 団 資 源 回 収	24,280	36,666	36,045	34,775	32,764	30,604
合 計	199,470	186,895	179,271	172,829	164,479	158,746



過去5年間の集団資源回収量の内訳は、表2-2-3のとおりです。

表2-2-3 集団資源回収量内訳

(単位:トン)

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
紙 類	19,333	32,381	31,647	30,530	28,739	26,617
新聞紙	12,188	18,124	17,437	16,754	15,510	14,074
雑 誌	4,625	7,725	7,826	7,655	7,407	6,838
段ボール・紙パック・その他紙	2,520	6,532	6,384	6,121	5,822	5,705
古着・古布類	1,031	2,656	2,687	2,614	2,499	2,504
缶以外の金属	1,881	1,629	1,711	1,631	1,526	1,483
鉄 類	1,649	1,548	1,620	1,539	1,436	1,392
アルミ類	231	81	91	92	90	91
他金属	1	0	0	0	0	0
びん類	2,035	—	—	—	—	—
合 計	24,280	36,666	36,045	34,775	32,764	30,604

- (注) 1. 平成13年度から、びん・缶は定日収集の資源ごみに移行。  
2. 平成12年度(参考値)の「缶以外の金属」には、スチール缶・アルミ缶が含まれます。

### ③ 1人1日排出量

本市におけるごみの1人1日当たり排出量の過去5年間の実績は、表2-2-4に示すとおりです。経年変化を見ると、年々減少傾向にあります。

また、神奈川県内平均と全国平均は、表2-2-5に示すとおりです。本市の1人1日排出量は、県内および全国平均の1人1日排出量を下回っていますが、集団資源回収量を含む1人1日排出量は、県内および全国平均の1人1日排出量を若干上回っています。

表2-2-4 1人1日排出量

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1人1日排出量 (g/人・日)	1,098	903	897	874	843	822
集団資源回収量を含む 1人1日排出量	1,253	1,135	1,127	1,096	1,053	1,018

表2-2-5 1人1日排出量(県内・全国平均)

区 分		年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
神奈川県 内平均	1人1日排出量 (g/人・日)	948	911	870	
	集団資源回収量を含む 1人1日排出量	1,061	1,024	979	
全国 平均	1人1日排出量 (g/人・日)	1,051	1,025	972	
	集団資源回収量を含む 1人1日排出量	1,115	1,089	1,033	

④ ごみ処分量

本市におけるごみ処分量の過去5年間の実績を、表2-2-6に示します。

平成21年度は、ごみ排出量の約66%を焼却処理し、約4%を最終処分しています。平成12年度(参考値)は、焼却処理が約73%、最終処分が約13%でしたので、4分別収集移行後は、焼却処理と最終処分が大幅に減少しました。

表2-2-6 処分量(処理施設搬入量)

(単位:トン)

区 分	年 度	平成12年度 (参考値)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	焼 却 施 設	145,095	124,007	116,999	113,146	107,776	104,760
減容固化施設	25,730	6,425	6,547	6,231	6,085	6,141	
資源化施設	186	25,848	25,667	24,449	23,330	22,589	
粗大処理施設	3,435	3,118	3,127	3,015	3,014	3,133	
直接資源化	26,320	30,237	29,763	28,764	27,059	25,016	
合 計	200,766	189,635	182,103	175,605	167,264	161,639	

## ⑤ 資源化率

過去5年間における本市の資源化率の推移を表2-2-7に示します。本市の資源化率は、4分別収集と集団資源回収の強化により、平成13年度以降大きく上昇し、その後も高水準を維持しています。

平成20年度における本市の資源化率は37.8%で、神奈川県平均24.9%、全国平均20.3%と比べても高い位置にあります。

本市では、分別収集を行っている資源（缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック、乾電池）のほか、集団資源回収による資源（段ボール、紙パック、その他の紙、新聞紙、雑誌、古着・古布類、缶以外の金属）、ガラス残さ、焼却灰、および粗大ごみからの資源物（金属類、家具）を資源化の対象としています。

表2-2-7 資源化率

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
資源化率(%)	13.6%	37.8%	38.2%	38.1%	37.8%	35.9%
県内平均	14%	23%	24%	24.8%	24.9%	—
全国平均	14.3%	19.0%	19.6%	20.3%	20.3%	—

(注) 1. 平成21年度県内および全国平均は、現在未発表。

$$2. \text{資源化率}(\%) = \frac{\text{資源化量}}{\text{排出量合計(集団資源回収量を含む)}} \times 100$$

3. なお、平成21年度の35.9%は、国県統計と合わせた資源化量の把握方法変更によるもので、従来方式では、37%に相当。

## ⑥ ごみ質分析

### ・燃せるごみ

本市では、燃せるごみの性状を把握するために、年4回ごみ質分析を実施しており、過去5年間の分析結果は表2-2-8に示すとおりです。平成21年度における組成割合は、紙・布類の割合が最も高く37.2%を占めており、次いで生ごみ類が27.5%、木・竹類が23.8%となっています。

表2-2-8 燃せるごみのごみ質分析

(単位:%)

区分\年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
種類組成	生ごみ類	29.0	37.9	24.3	22.3	27.5
	紙・布類	39.5	38.1	41.2	47.8	37.2
	木・竹類	19.7	13.3	23.3	19.5	23.8
	プラスチック類	3.7	4.0	4.1	4.2	4.2
	プラスチックごみ袋類	3.0	3.3	3.8	2.1	3.0
	びん・缶類	0.5	0.7	0.0	0.0	0.0
	不燃物類	4.6	2.7	3.3	4.1	4.3

(注) 1. 分析値の種類組成は、湿ベースを示す。  
2. 年4回測定の平均値

### ・不燃ごみ

本市では、家庭系の不燃ごみについて、年4回ごみ質分析を実施しており、過去5年間の分析結果は表2-2-9に示すとおりです。平成21年度における組成割合は、プラスチック類が約41%を占めており、陶磁器類・ゴム類・ガラス類等の合計が約30%となっています。一方、その他金属類が約13%、燃せるごみ他が約12%を占めています。

表2-2-9 不燃ごみのごみ質分析

(単位:%)

区分\年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
種類組成	不燃ごみ	<b>82.46</b>	<b>88.15</b>	<b>80.44</b>	<b>84.93</b>	<b>83.66</b>
	プラスチック類	35.82	43.72	44.33	41.50	40.78
	その他金属類	13.23	14.75	15.49	20.14	13.02
	ガラス類	9.94	3.79	3.16	5.65	4.17
	陶磁器類	9.36	11.35	8.23	7.66	19.86
	ゴム類	4.89	8.27	4.63	9.97	5.59
	その他	9.22	6.27	4.60	0.01	0.24
	不燃ごみ以外	<b>17.54</b>	<b>11.85</b>	<b>19.56</b>	<b>15.07</b>	<b>16.34</b>
	容器包装プラスチック	4.77	2.08	3.15	2.47	2.52
	缶・びん・ペットボトル	4.34	1.61	1.01	2.07	1.30
	乾電池	0.24	0.42	0.36	0.14	0.35
燃せるごみ他	8.19	7.74	15.04	10.39	12.17	

(注) 1. 分析の種類組成は、湿ベースを示す。  
2. 年4回測定 of 平均値  
3. 不燃ごみのその他は、アルミホイル、ライター、ペンキ缶など

⑦ ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の実績は、過去9年間（隔年）で図2-2-2のとおり推移しています。経年変化をみると、ごみの4分別収集に移行する前の平成12年度の約70億円に比べて、平成14年度には約75億円と増加しましたが、その後は徐々に減少しています。

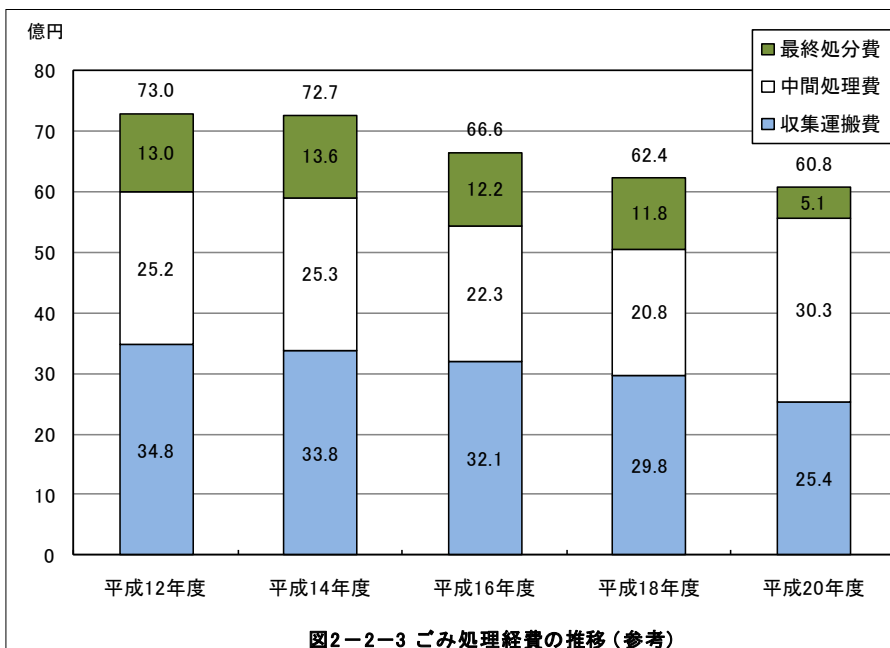
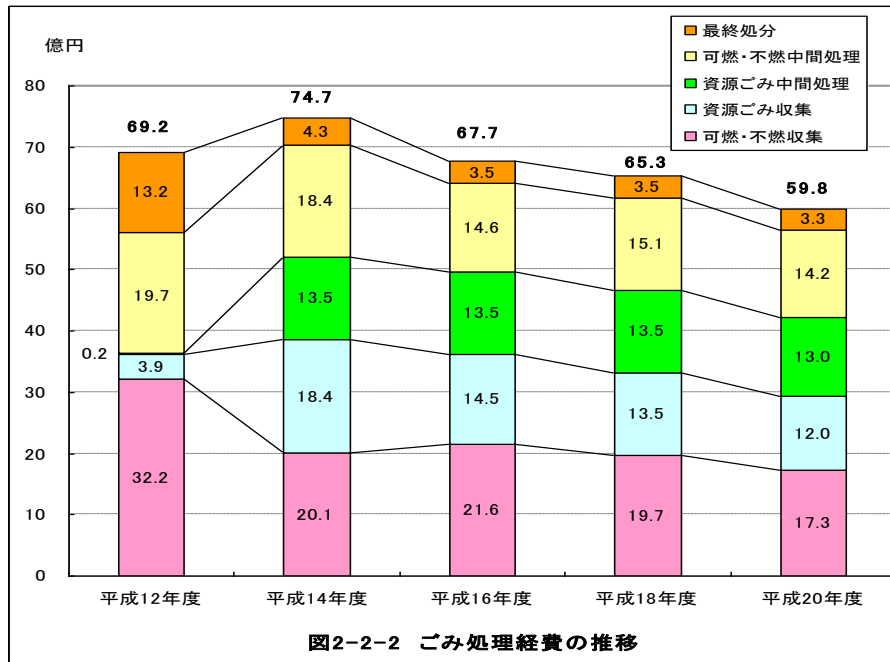


図2-2-3は、神奈川県がまとめている「神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」書（施設の維持管理事業全般を対象）の作成基準に従い、経費の中に南処理工場整備事業費や長坂埋立地浄化センター管理事業費等を加え、集団資源回収推進事業費や一般廃棄物排出指導事業費等を除いた場合の推移です。

### (3) ごみ処理の評価

#### ① 前計画における目標と進捗状況

平成 23 年 3 月に改定した前計画では、分別排出を徹底し、焼却量および埋立処分量の減量化を図るために、「ごみ処理広域化計画による施設整備の推進」「継続的な減量化・資源化啓発事業の実施」「植木剪定枝等新規資源化策の実施」の 3 項目を重点施策として掲げ、目標年次における排出量等を推計しています。

前計画における目標値と平成 26 年度実績値の比較は、表 2-2-10 に示すとおりです。排出量については目標値を下回る減量となっていますが、焼却量、埋立量および資源化量は目標の達成に至っていません。これは、横須賀ごみ処理施設の稼働および新たな資源化策の実施により、目標の実現を目指すためです。

表2-2-10 前計画目標値と実績値

区分\年度	平成21年度 (計画基準値)	平成33年度 (目標値)	平成26年度 (実績)	目標値と実績 の比較
排出量 (トン) (うち、集団資源回収)	158,746 (30,604)	144,000 (31,200)	141,544 (25,918)	△ 2,456 (△5,282)
焼却量 (トン)	104,760	89,300	95,041	5,741
埋立量 (トン)	6,053	2,400	5,436	3,036
資源化量 (トン)	56,929	60,000	47,405	△ 12,595
資源化率	35.9%	42.0%	33.5%	△8.5ポイント

#### ② 前計画における課題への対応と評価

前計画においては、ごみ処理に関して3つの課題を挙げました。その解決に向けた本市の対応と現状評価は、以下に示すとおりです。

##### 第1 焼却施設「南処理工場」の老朽化

稼働後 30 年以上を経過する南処理工場について、安定的な焼却を維持するための補修工事に毎年多額の費用がかかっています。将来に向けて安定的な処理や費用対効果などの面から、早急に新しい焼却施設の建設が必要です。

[対応・評価] 平成 31 年度稼働を目指して新しいごみ処理施設の建設を進めていますが、完成までの間、南処理工場については引き続き適正処理を確保しつつ、老朽化対策のための補修工事を実施していく必要があります。

##### 第2 区域内の最終処分場の確保

本市区域内に最終処分場がないため、不燃ごみは県外に運び埋立処分を委託していますが、この処分委託に多額の費用がかかっており、早急に区域内に最終処

分場を確保する必要があります。

〔対応・評価〕 ごみ処理の広域化後は、三浦市に建設する最終処分場を使用しますが、それまでの間は、複数の民間業者に処分委託をしてリスク回避を図りながら、引き続き県外の民間施設に運び埋立処分を行います。

### 第3 ごみ処理コストの軽減

今後の人口減少に備えた効率的なごみ処理体制を確立し、財政負担を軽減する必要があります。

〔対応・評価〕 人口減少に伴いごみ量は減少傾向にあり、収集車両台数の削減や収集時間の短縮など収集の効率化に努めています。さらに、ごみ処理の広域化後も、焼却する廃プラスチック類の分別区分変更や収集の効率化を進め、効率的なごみ処理体制を目指していく必要があります。

## ③ 前計画における諸施策の実施状況

前計画に掲げた重点施策および諸施策の実施状況は、以下のとおりです。

### ア 重点施策

#### ・ ごみ処理広域化計画による施設整備の推進

横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画および横須賀ごみ処理施設整備実施計画に基づき、横須賀ごみ処理施設の建設計画を着実に推進しています。

#### ・ 継続的な減量化・資源化啓発事業の実施

ごみ分別パンフレットや分別収集カレンダーの発行、広報紙を活用した啓発、児童生徒に対するごみ教室、学生を対象にした啓発活動、ごみトーク<sup>※1</sup>の開催、アイクルフェア<sup>※2</sup>などイベントの開催、クリーンよこすか市民の会<sup>※3</sup>など市民協働による啓発活動を実施しています。

#### ・ 植木剪定枝等新規資源化策の実施

使用済み小型家電やインクカートリッジ、蛍光管類の資源化を実施しています。植木剪定枝の資源化については、横須賀ごみ処理施設の稼働までに実施する方向で検討しています。

※1 ごみトーク：市職員が市民の希望する場所・時間に出向き、ごみ問題をテーマに実施する出前講座。ごみに関する説明と質疑応答により、ごみの減量化・資源化の意識を高めている。

※2 アイクルフェア：リサイクルプラザ“アイクル”で実施する、リサイクル推進を目的とした、体験コーナー・再生家具の販売などを内容とするフェア。

※3 クリーンよこすか市民の会：清掃美化等の実践と啓発に努め、クリーンなまちづくり運動を推進する市民公益活動団体。

#### イ 発生抑制（リデュース）

ごみトークや子どもごみ教室等でマイバッグの推進などを呼びかけ、ごみを出さない生活スタイルを紹介するほか、生ごみ減量化処理機器の購入費補助制度により、生ごみの減量化を推進しています。

#### ウ 再使用（リユース）

粗大ごみ家具を再生してアィクルフェアで提供したり、アィクルフェアで古本・古着市の開催や、フリーマーケットの場所を提供するなど、市民に対してリユースの意識付けを行っています。

#### エ 再生利用（リサイクル）

市民に対する分別排出の徹底啓発、事業者に対する資源物リサイクルの呼びかけを行いながら、自らも焼却灰の資源化、粗大ごみからの資源物（金属）回収などを進めています。また、新たに使用済み小型家電や蛍光管類の資源化を実施し、市民への周知啓発を行っています。

#### オ その他、市が講ずべき方策

これまでの周知・啓発活動に加えて、新たにごみ分別アプリを配信して若年層に向けた啓発に取り組んでいます。また、市施設に持ち込まれる事業系ごみについて定期的に展開検査を行い、事業系ごみの適正処理を指導しています。

#### カ 市民協働の推進

クリーンよこすか市民の会、ごみダイエット推進員<sup>※1</sup>、アィクル・マイスター<sup>※2</sup>などの活動を支援し、市民・事業者と協働した減量化・資源化の推進に向けて継続的な啓発を行っています。

<sup>※1</sup> ごみダイエット推進員：廃棄物処理法第 5 条の 8 に規定する廃棄物減量等推進員の本市独自の呼称。

<sup>※2</sup> アィクル・マイスター：市内のごみの減量化・資源化推進のために、実践活動や周知活動を積極的に行うことを目的として、市長が認定する市民。

### （４）ごみ処理の課題

前項（３）に示した、前計画における課題への対応と評価、諸施策の実施状況を踏まえ、今後ごみの減量化と資源化を目指して、これらの課題に対応していきます。

#### 第 1 焼却施設「南処理工場」の老朽化

稼働後 30 年以上を経過する南処理工場について、安定的な焼却を維持するため



の補修工事を行いながら、将来に向けて安定したごみ処理と環境負荷の低減を図るために、横須賀ごみ処理施設の建設を確実に進める必要があります。

## 第2 区域内の最終処分場の確保

本市区域内に最終処分場がないため、不燃ごみは県外に運び埋立処分を委託していますが、この処分委託に多額の費用がかかっており、三浦市と共同で使用する最終処分場の建設を確実に進める必要があります。

## 第3 ごみ処理コストの軽減

今後の人口減少に備えた効率的なごみ処理体制を確立し、財政負担を軽減する必要があります。また、ごみ処理の広域化により、財政負担にも配慮した効率的な処理システムの構築を図っていきませんが、そのためには、市民一人一人の協力のもと、さらなるごみの減量化に努めていく必要があります。

また、この3つの課題のほか、排出から最終処分までの段階ごとに、次のような課題があります。

### ① 排出

#### 排出ルールの不徹底

市民によるごみの分別・曜日・時間などの不徹底については、排出ルールの浸透を図るために啓発シールを貼付したり、排出者が分かった場合は個別に指導を行っていますが、一部ルール違反が見られます。

#### 集積所でのごみの散乱

カラス除けネットやごみ収納ボックスを毎年度作成し、必要に応じて町内会・自治会等に配布していますが、適切に利用されていないために、カラス等によりごみが散乱している集積所があります。

### ② 収集・運搬

#### 危険物の排出

スプレー缶や卓上コンロのガスボンベは、使い切ってから排出するように啓発に努め、使用済みライターは他の「不燃ごみ」とは別の袋で排出するよう市民に協力を求め、周知を図ってきました。また、収集中に卓上コンロ用ガスボンベを見つけた時は事前に抜き取ったり、不燃ごみの積載量に配慮するなどの対応により、発火事故は減少していますが、いまだ混入が見られます。

### ③ 中間処理

#### 分別排出の不徹底

- ・ 再資源化施設（リサイクルプラザ“アイクル”）

容器包装廃棄物以外の異物が混入していたり、汚れた容器包装や二重袋、中身の入った缶・びん・ペットボトルの排出などが、リサイクルシステムに影響を与えています。このため、**市民には**「容器包装プラスチックの二重袋による排出の禁止」をお願いしていますが、引取り先による品質評価は**依然**厳しい状況です。また、集団資源回収に排出されるべき金属類**等**や**医療系注射針**の混入もあります。
- ・ 焼却施設（南処理工場）

分別排出の不徹底により、プラスチック類や資源化が可能な紙類などの混入があります。
- ・ 粗大ごみ処理施設  
粗大ごみの中に、危険物が混入していることがあります。また、製品の多様化により、破碎不適物など市では処理が困難な粗大ごみがあります。
- ・ **不燃ごみ積替保管施設**  
不燃ごみの中に、燃せるごみや資源ごみの混入があります。

### ④ 最終処分

#### 埋立処分量の減量化

埋立対象物の中には、資源化可能なものが多く含まれています。

#### 最終処分場の確保

本市区域内に最終処分場を有していないため、現在は、県外の民間処分場に埋立てを委託しています。横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画で三浦市に建設を予定している最終処分場が稼動するまでの間、引き続き受け入れが可能な区域外の施設を確保する必要があります。また、災害時等のリスク回避のために、代替の埋立施設の検討も必要となります。

### ⑤ その他

#### 不法投棄の防止

不法投棄防止に向けて、不法投棄が多く見られる地点の巡回・監視活動や投棄者への指導等を行っていますが、私有地へ投棄されるなど、対応が難しい場合があります。

## 第4章 ごみの発生・排出抑制のための方策

ごみの発生・排出量が減ることで、焼却や埋立てなどの処理をしなければならない量が減少すれば、それは、地球温暖化の原因といわれる温室効果ガス<sup>※1</sup>の排出を抑制することになり、「低炭素社会」さらには「自然共生社会」の構築にもつながる「循環型社会」の創造に役立ちます。また、より小さな施設での処理が可能となり、施設整備費や運転経費の負担も軽減されます。

その実現のためには、市民一人一人が「ごみを出さない」、ごみを出す場合も「その量を減らし、分別して排出する」などの環境へ配慮した行動が重要になります。また、製品を製造・販売する事業者は、各種リサイクル法の基礎にある「拡大生産者責任<sup>※2</sup>」の考え方のもとでの責任を果たすシステムが重要になります。

このように今日のごみ処理は、市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割に応じて協働して、「“循環型都市よこすか”の創造」に向けて取り組んでいく必要があります。そのために、以下のとおり「3Rの推進<sup>※3</sup>」を図ります。

※1 温室効果ガス：二酸化炭素など、地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して地表の温度を上昇させるガス。

※2 拡大生産者責任：製品が使用され廃棄された後においても、生産者がその製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

※3 3Rの推進：リデュース（Reduce:発生抑制）、リユース（Reuse:再使用）、リサイクル（Recycle:再生利用）によりできる限りごみを出さず、やむを得ず出たごみは資源として再び利用すること。

### 1 発生抑制（リデュース）

ごみの発生を抑制するため、市民・事業者・市が講ずべき主な方策を示します。

項目	市民	事業者
① 使い捨て製品の使用(販売)自粛等	使い捨て製品の使用を自粛します。 また、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品を利用します。	使い捨て製品の販売を自粛するよう努めます。 また、メーカーは長持ちする製品づくりに努め、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品の開発に努めます。
② マイバッグ・マイボトル等の持参	使用後はごみとなってしまう必要以上のレジ袋や容器包装廃棄物を家庭に持ち込まないため、マイバッグ・マイボトル等を持参します。	レジ袋削減のための有料化やマイバッグ持参などへの特典付与により、容器包装廃棄物の削減に努めます。また、マイボトル等に対応します。

③ 簡易包装等の推進	簡易包装の製品を選び、過剰な包装は断ります。	消費者の理解を求めながら、簡易包装を推進します。 また、梱包方法の工夫などにより、商品の梱包材使用量を抑制する他、流通のシステムを工夫し、梱包材等の回収およびリサイクルの体制を整備します。
④ 生ごみの減量化	計画的な買い物や調理の工夫などにより、食品ロス*の削減に努めます。 また、生ごみの排出時には、水切りに努めます。	製造・販売業者の連携による余剰食品の減少、外食産業による食べ残し対策など、食品廃棄量の抑制に努めます。
市	① 市は、これらの取り組みが円滑に実施されるよう市民や事業者に対して、ごみの発生抑制に関することについて積極的に啓発を行います。 ② 生ごみ減量化処理機器を購入する市民に対する補助制度を推進し、生ごみの減量化を図ります。また、食品ロスに関する情報提供に努め、食品ロスの削減に向けた市民・事業者の自主的な取組を支援します。 ③ 廃棄物の発生抑制を促進する施策について、国等に積極的に働きかけを行います。	

\*食品ロス：本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。

## 2 再使用（リユース）

発生抑制に努めた後、さらに、再使用（リユース）により、ごみとして排出する量を抑制するため、市民・事業者・市が講ずべき主な方策を示します。

項目	市民	事業者
① 製品の再使用等の推進	捨てる前に、まだ使えないか、他の用途に使えないかを考えます。 使用済み製品を中古市場に提供したり、不用品交換やフリーマーケット等を利用します。また、家具や衣類などの生活用品は、修理・修繕して長く使用します。	リユースしやすい製品の製造・販売に努め、リユースが可能な使用済み製品回収の仕組みづくりにも努めます。 また、製品の修理システムの充実に努めます。
② リターナブル容器の推進	リターナブル容器に入った製品の使用に努めます。	リターナブル容器の普及拡大に努めます。
③ レンタル・リース制度の活用	ライフスタイルに合わせて、衣類・家電などのレンタル・リース制度を活用します。	自らもレンタル・リースの活用に努め、消費者向けにレンタル・リースの仕組みを提供します。
市	① 粗大ごみ家具を再生し、アイクルフェアで提供します。また、アイクルフェアで古本・古着市を開催したり、フリーマーケットの場所を提供します。 ② 使用済み製品の再使用を促進する仕組みの構築について、国等に働きかけを行います。	

### 3 再生利用（リサイクル）

再使用（リユース）に努めた後、分別排出された資源ごみを再生利用（リサイクル）することにより、最終的に処分すべき廃棄物の減量化を図るため、市民・事業者・市が講ずべき主な方策を示します。

項目	市民	事業者
① 分別排出の徹底（資源物の回収）	分別排出を徹底し、資源ごみ収集や集団資源回収に協力します。 <b>特に、リサイクル可能な「その他の紙」の集団資源回収への排出に努めます。</b> また、リサイクル可能な使用済み製品の回収に協力します。	単一素材や素材別に分割可能な製品の製造・販売に努めます。 オフィス町内会 <sup>※</sup> への加入、資源回収業者や許可業者への委託などにより資源物のリサイクルを図ります。また、リサイクル可能な製品・梱包材の店頭回収を促進します。
② 再生品の使用促進	リサイクル製品の購入や使用促進に努めます。	事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパーなど再生品の使用、製造・販売拡大に努めます。
③ 生ごみ等の減量化・資源化	生ごみ <b>減量化</b> 処理機器の利用などにより、生ごみ等の減量化および資源化を図ります。	生ごみ <b>減量化</b> 処理機器の利用などにより、生ごみの減量化および資源化を図ると共に、食品リサイクル法に対応します。
④ 家庭用電気製品のリサイクル	家電リサイクル法等に規定された家庭用電気製品については、定められた方法によるリサイクルの促進に努めます。	家電販売店等は、法に規定された家庭用電気製品を市民から引き取り、メーカーに引き渡す方法によりリサイクルに努めます。
⑤ 建設資材等のリサイクル	建築資材等がリサイクルできるもの、すべきものであることを理解し、解体工事等を発注した場合には、適正に処理されているかを確認します。	法に定められた分別解体等を行うとともに、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物をリサイクルします。 また、建設資材廃棄物のリサイクルにより得られた建設資材の使用に努めます。
市	① 市自らも庁舎内等におけるごみの減量化・資源化に努め、積極的にグリーン購入を推進し、公共工事等においては、再生資源等の使用に努めます。 ② <b>リサイクルの具体的な取組例や資源化ルートの情報提供を行い、廃棄物のリサイクルに向けた事業者の自主的な取組を支援します。</b> ③ 溶融スラグの利用やリサイクル促進について、国等に働きかけを行います。	

<sup>※</sup>オフィス町内会：一定地域の事業所が協力し合って古紙回収業者の回収便を利用し、オフィス古紙のリサイクルに取り組む活動。

#### 4 その他、市が講ずべき方策

市民・事業者との協働でごみ発生・排出抑制を推進するため、ごみ処理の現状や課題、法律や制度の仕組みなどの内容について周知し、「3Rの推進」を図るとともに、新たな仕組みづくりなど、リサイクル関連施策を進めます。

##### (1) 主な周知・啓発事業

- ① 児童や生徒に対するごみ教室の開催や啓発冊子の発行
- ② ごみ分別パンフレットや収集カレンダーの発行
- ③ スマートフォン用にごみ分別アプリの配信
- ④ 広報紙やホームページによる周知啓発
- ⑤ ごみトークやごみ問題学習会の開催
- ⑥ アイクルフェアなどイベントの開催
- ⑦ クリーンよこすか市民の会、ごみダイエット推進員、アイクル・マイスターなどとの市民協働による啓発活動
- ⑧ リサイクルプラザ“アイクル”施設見学による分別排出の周知
- ⑨ 南処理工場施設見学による燃せるごみ・粗大ごみの適正処理の周知
- ⑩ 多量排出事業者に対する指導
- ⑪ 集積所における排出指導

##### (2) その他の関連施策

- ① 新たな減量化・資源化策の研究  
環境負荷と処理経費に配慮しつつ、本市に適した効率的な減量化・資源化方策を研究します。
- ② リサイクル法の周知・啓発  
容器包装リサイクル法ほか各種リサイクル法について、市民・関係事業者への周知・啓発を図ります。
- ③ 家庭ごみの有料化の検討  
ごみの排出抑制をより一層進めるため、ごみの減量化や受益者負担の適正化を目的とする家庭ごみの有料化について、近隣市町と調整を図りながら、導入の必要性・効果、本市が実施する場合の有効な方法などを、検討していきます。
- ④ 廃棄物処理手数料の見直し検討  
ごみの排出抑制およびリサイクルの推進を図るために、市施設に直接持ち込まれるごみの処理手数料について、処理経費を踏まえて見直しを検討します。